

令和6年度事業計画

本協会の定款第3条で目的を『この法人は、スポーツ推進に関する事業を行い、スポーツを振興して、道民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図ること』と定め、この目的を達成させるために実施する事業の基本的な考え方などを示した次の事業運営方針(平成24年6月15日理事会決定)に基づき、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益事業を実施するものとする。

さらに、この公益事業を安定的かつ継続的に実施していくために、収益事業からの収益をも同様に安定的、継続的に生みだし、これを公益事業に配賦することにより、公益性を一層高め魅力のある事業展開に努めていくものとする。

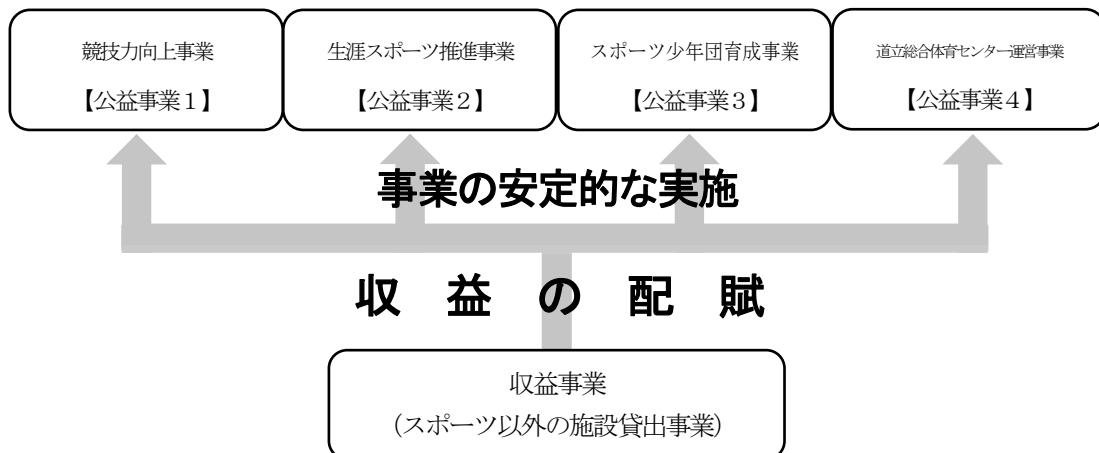
加えて、この収益事業の収益の他に、民間企業等からの寄附により、公益事業を道民全体で手を携え支えていく仕組みづくりに努めていくものとする。

<事業運営方針(抜粋)>

I 事業運営の基本的考え方

- 1 公益性の追求
- 2 道内のスポーツ団体を総括
- 3 北海道のスポーツ施策を担う公的機関

II 事業の概要



公益事業1 競技力向上に向けた取組の推進(競技力向上事業):事業費 310,789千円

定款第4条第1項第1・6・8号に掲げる事業は次の計画により行う。

1. 国民スポーツ大会事業

強い競技スポーツを目指すことにより、広く道民の間にスポーツを振興し体力の向上とスポーツ精神の高揚を図るため次の事業を行う。

(1) 国民スポーツ大会派遣事業

国スポ(本大会、冬季大会)に役員、監督、選手等を派遣する。

① 第78回国民スポーツ大会本大会(正式競技37競技・特別競技1競技)

期 日:令和6年9月5日～17日、9月21日～10月1日、10月5日～15日

会 場:佐賀県佐賀市 他12市11町

② 第79回国民スポーツ大会冬季大会(正式競技3競技)

(ア)スケート競技会・アイスホッケー競技会

期日:令和7年1月26日～2月5日

会場:岡山県岡山市、倉敷市、群馬県渋川市(スピードスケート競技)

(イ)スキー競技会

期日:令和7年2月13日～16日

会場:秋田県鹿角市

(2) 国民スポーツ大会北海道ブロック予選会開催及び助成

国スポ北海道ブロック予選会は、本会が主催し、各競技団体が主管となって開催する。

開催競技:陸上競技他40競技

(3) アンチ・ドーピング教育啓発事業

国スポ選手のドーピング防止やスポーツ外傷・障害の予防等について、スポーツドクター、スポーツ歯科医師、薬剤師、運動生理学者等で構成するスポーツ科学委員会が指導助言をする。

(4) 国民スポーツ大会関係事業

本国スポ等の監督・選手に対する交通費、宿泊費等の助成や、監督会議、現地での選手激励等、国民スポーツ大会に関する諸事業を実施する。

2. 競技団体等強化育成事業

世界に通じる強い競技スポーツを目指すため、国スポ競技実施団体とオリンピック競技実施団体(以下「国スポ等競技実施団体」という)を併せた46加盟競技団体の選手強化・指導者育成と、それ以外の14の加盟競技団体の組織機能の強化を図るため次の事業を行う。

(1) 指定強化指導者研修会

国スポ等競技実施団体から推薦のあった指導者を本会の指定強化指導者として登録し、その者を対象に研修会を実施する。講師には、国内トップアスリートを指導した著名なコーチや監督を招き、指導方法などの講話やスポーツ医科学の研究成果についての報告等を行い、指定強化指導者の資質と能力の向上を図る。

(2) 選手強化事業

国スポ等競技実施団体から推薦された選手を対象に指定強化指導者が企画立案した強化合宿を道内外で行い育成強化を図る。また、経済上競技生活の継続が困難な有望選手に対し、活動費の一部を支援する。

(3) スポーツ医科学研究事業

道内トップレベルの選手の競技能力や心理分析、ドーピング防止に関する普及・啓発、一般スポーツ愛好者の健康に関する調査・研究を行っている。また、毎年、その研究成果を取りまとめた研究報告書を作成し、全国、全道のスポーツ医科学研究機関等に広く公表する。

スポーツ庁公募事業として、「地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業」の受託を受け、年代別のトップアスリートや高い競技能力を持つ部活動アスリートが、道内各地において必要な医・科学サポートを受けることができる体制の構築を目指したモデル事業を実施する。

(4) スポーツ医・科学トータルサポート事業

成人・ジュニアの国スポ選手等を対象に、道内・道外の合宿会場に出向き、メディカルチェック・スポーツ心理・栄養・歯科・トレーニング処方の相談やドーピング防止普及啓発等、専門領域の医科学者から総合的なサポートを実施する。

また、競技団体所属のスポーツドクターやトレーナー等を国スポに派遣し競技毎に実践的なサポートを行う。

(5) 競技団体強化対策事業

国スポーツ競技実施団体・オリンピック競技実施団体以外の14の加盟競技団体の組織強化などを図るため、審判や指導者・選手等を対象とした研修会や強化合宿等を実施するための、経費の一部を助成金として交付する。

(6) ジュニアスポーツアスリート強化育成事業

ジュニア選手層の育成・強化を目的に競技別強化活動を行い競技力の向上を図る。

3. 北方圏スポーツ交流事業

本道のスポーツ振興と国際親善を図るため、北方圏諸国との学術・文化交流の一環として、スポーツ交流を通じ友好・親善を深めるとともに、スポーツの振興と競技力の向上並びに道民のスポーツ意識の高揚を図る。

(1)カナダアルバータ州親善スポーツ交流事業

令和2年度よりカナダアルバータ州側の財政状況及び新型コロナウィルス感染症の状況を勘案し事業を一時休止中。

カナダアルバータ州側と本交流事業の再開に向けた協議を再開。

公益事業2 生涯スポーツの推進に向けた取組の推進(生涯スポーツ推進事業):事業費 54,555千円

定款第4条第1項第2・3・5・8号に掲げる事業は次の計画により行う。

1. スポーツ指導者育成事業

生涯スポーツ社会の実現をめざし、生涯を通じた「快適なスポーツライフ」を構築することを目的に、その推進の中心となるスポーツ指導者の育成のため次の事業を行う。

(1) 日本スポーツ協会公認指導者養成事業

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることの出来る者(コーチングアシスタント、競技別指導者(コーチ1・コーチ2))を本会が日本スポーツ協会から受託して養成する。

①日本スポーツ協会公認コーチ養成講習会の開催

地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、個々人の年齢や性別などの対象にあわせた競技別の技術指導等にあたる者を養成する。

- ・コーチ1: バドミントン、テニス、カヌー、バレーボール、卓球、軟式野球、ソフトテニス、ソフトボール
- ・コーチ2: スポーツクライミング、卓球、空手道

②日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー養成講習会の開催

総合型地域スポーツクラブ等において、利用者が充実したクラブライフを送ることが出来るよう、経営等の諸活動をサポートする者を養成する。

(2) スポーツ指導者研修事業

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等のほか、道内のスポーツ愛好家や興味・感心のある道民を対象に指導能力と資質の向上、自己研鑽を目的に実施する。

- ① 北海道スポーツ指導者研修会の開催
- ② 北海道スポーツ指導者ブロック研修会の開催
- ③ 体力テスト研修会の開催

(3) 北海道スポーツ指導者協議会組織育成事業

公認指導者等の相互の連携を密にして、組織体制の充実を図り、指導者の資質向上と活動の活発化を図るための活動経費の一部を助成する。

2. 地域スポーツ振興事業

道民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを送るために、地域が行う行事に積極的に支援しスポーツ振興と体力向上を図ることを目的に次の事業を行う。

(1) 総合型地域スポーツクラブ育成事業

誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実を図るため、日本スポーツ振興センターや北海道からの補助を受け、総合型クラブに対する幅広い知識と経験を有するクラブアドバイザーを配置し、総合型クラブのより円滑な運営と今後のさらなる定着・発展を目的として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会と連携のもとに総合型クラブ登録・認証制度の適切な運用を通して総合型クラブの質的充実に向けた取組を推進する。

(2) 地方体育・スポーツ協会連絡協議会助成事業

地域内各地方体育・スポーツ協会の共通問題の協議と連絡調整にあたり、必要に応じ、競技会、講習会その他の事業を実施することを目的に組織された地方体育・スポーツ協会連絡協議会の活動の充実・強化さらに組織を活性化させることは、さらなる地域スポーツの振興と地域コミュニティの形成に繋がることが期待できることから、その活動費の一部を助成する。

(3) 体育・スポーツ協会事務担当者会議事業

生涯スポーツ推進事業は、日本スポーツ協会から事業委託や補助を受けて実施する事業が多くあり、これらの一部は地方体育・スポーツ協会と共に実施することも必要であり連携が求められることから、日本スポーツ協会主催の担当者会議への出席、あるいは本会主催の担当者会議を開催する。

3. 国際スポーツ交流事業

日本スポーツ協会が主催するアジア諸国を中心とした諸外国とのスポーツ交流事業を通して、友好・親善と国際相互理解が深まることが期待されるため、本会が受託して次の事業を行う。

(1) 第1回日韓中冬季スポーツ交流(派遣交流)

日本・韓国・中国の3カ国政府間においてスポーツによる未来志向の交流協力を定着させるために2016年の第1回日中韓スポーツ大臣会合において採択された「平昌宣言」及び2018年の第2回会合において策定された「東京行動計画」に基づき、3カ国間の青少年スポーツ交流を通じて、多様な考え方や異文化に触れる機会を創出し、東アジア地域の平和と友好に満ちた社会の構築に寄与することを目的に実施する。

競技:スキー(アルペン、クロスカントリー)、スケート(スピード、ショート)、アイスホッケー、カーリング

対象:中学生男女

期日:令和7年2月(予定) 6日間交流

場所:韓国または中国(予定)

人數:444名(日本選手団148名、韓国選手団148名、中国選手団148名)

(2) 地域交流推進事業(都道府県・市区町村交流)

①日韓地域交流推進事業(※令和6年度は実施無し)

2002年サッカーワールドカップ大会の日韓両国の共同開催を機に、幅広い年齢層を対象に各種のスポーツ交流を実施することによって、日韓両国の親善と友好をより一層深め、さらには、両国のスポーツ振興

を図ることを目的に、日韓両国の地域レベルにおけるスポーツ交流を実施することにより、相互理解を深め、友好・親善と各地域のスポーツ振興を図ることを目的に実施する。

②日中地域交流推進事業(※令和6年度は実施無し)

日本と中国の両国政府は、日中國交正常化35周年を記念として、2007年を「日中文化・スポーツ交流年」とし、スポーツによる日中交流を一層促進するため、両国の地域レベルのスポーツ交流を実施することにより、相互理解を深め、友好・親善と各地域のスポーツ振興を目的に実施する。

4. 南部忠平記念事業

北海道が生んだ偉大なアスリートであった、(故)南部忠平氏の偉業を記念し道内のスポーツ振興を推進するため次の事業を行う。

(1) 地域スポーツ支援事業

地域のスポーツ振興や青少年の体力向上などを図り、地域住民及びスポーツ指導者やスポーツ愛好者等を対象としたスポーツ振興事業の効果的な開催を目的に、地方体育・スポーツ協会連絡協議会等が実施する地域スポーツ振興事業に対し、開催経費の一部を助成する。

(2) 南部忠平記念陸上競技大会の共催と助成

国内等の選手から地元の小・中学生、高校生が参加して行われる大会を運営する実行委員会に対し開催経費の一部を負担する。

日 時：(調整中)

場 所：(調整中)

5. 広報・顕彰事業

(1) 広報事業

①ホームページ運営事業

「道スポ協」及び「きたえーる」ホームページやSNSの充実を図り、広く道民にスポーツ情報を提供する。

②道スポ協ニュース事業

「道スポ協ニュース」を発行し、スポーツ活動に関する情報を関係機関に提供する。

(2) 北海道スポーツ協会表彰事業

北海道スポーツ協会規程に基づき、功績顕著な方又は団体・優秀指導者・成績優秀な方又は団体等の表彰を行う。

公益事業3 青少年スポーツの振興に向けた取組の推進(スポーツ少年団育成事業)：事業費 54,233千円

定款第4条第1項第4号に掲げる事業は次の計画により行う。

1. スポーツ少年団交流大会事業

全国や全道各地の子ども達がスポーツを通して交流することで、スポーツをする歓びを味わい、こことからだを健やかに育成することを目的に次の事業を行う。

(1) スポーツ少年団競技別交流大会事業

団員にスポーツの歓びを体験する場と、知識や技術を得る研修の機会を与え、実施競技等を通じて、団員相互の交流を深めることにより、スポーツ少年団活動の一層の促進を目的に行う。

①全国スポーツ少年団競技別交流大会派遣事業

スポーツ少年団の競技別登録団数の多い競技と、中央競技団体が主体的に運営している次の競技種目

別の大会に北海道代表チーム及び個人を派遣し、参加者との交流と技術の向上を図る。

主 催:日本スポーツ協会他実施種目競技団体等

競技種目:軟式野球、剣道、バレーボール

②北海道スポーツ少年団競技別交流大会開催事業

全国大会実施種目並びに本道の競技別登録団数の多い競技種目や、北海道特有の競技種目と調整を図り交流大会を開催し、参加者との交流と技術の向上を図る。

主 催:本会他実施種目競技団体

実施種目:軟式野球、剣道、バレーボール、サッカー、スケート、バドミントン、空手道

(2) スポーツ少年団交歓交流大会事業

各地域の小学生から高校生までの団員及び指導者が集い、異年齢での団体生活やスポーツ・文化・野外・交歓交流活動やスポーツが本来持つ楽しさの体験を通して、将来のスポーツ少年団活動の牽引的役割を担うリーダーの養成を目的に行う。

①全国スポーツ少年大会派遣事業

都道府県におけるスポーツ少年団活動をより一層促進するため、各都道府県は1県当たり5名の団員と1名の指導者を派遣し、団体生活やスポーツ・文化・野外・交歓交流活動を4日間の合宿形式で行う。

主 催:日本スポーツ協会、開催都道府県体育・スポーツ協会

②北海道スポーツ少年大会開催事業

地域におけるスポーツ少年団活動をより一層促進するために、各管内(振興局単位)あたり団員5名と1名の指導者が参加し、スポーツ・文化・野外・交歓交流会等を3日間の合宿形式で行う。

主 催:北海道スポーツ協会

2. スポーツ少年団指導者等養成・育成事業

ここからだの成長が著しい発育発達期にある子どもの身体特性を学習し、子ども達に安全で楽しい指導ができる指導者を養成するとともに、次世代の指導者であるリーダーの育成を目的に次の事業を実施する。

(1) スポーツ少年団指導者養成・育成事業

青少年スポーツ指導者の資質・能力の向上と指導体制の強化を確立するために、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会」「スポーツ少年団指導者研修会」「北海道スポーツ少年団指導者研究協議会」を開催するとともに、日本スポーツ協会が開催する「スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター再委嘱研修会」「全国スポーツ少年団指導者協議会」へ派遣する。

(2) スポーツ少年団リーダー養成・育成事業

自らが単位団活動を継続しながら年少団員のまとめ役や指導者の補助的な役割を果たすリーダーのうち、高校生世代のリーダーを次世代の指導者と位置付け、資質や能力の向上を図るために、管内スポーツ少年団連絡協議会、市町村スポーツ少年団、単位スポーツ少年団と連携を図り「北海道スポーツ少年団リーダー研修会」を開催するとともに、「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール」への参加や、日本スポーツ協会が開催する「日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール」「日独スポーツ少年団同時交流」へ派遣する。

3. スポーツ少年団組織整備強化事業

本道のスポーツ少年団の育成をはかるために、団活動を積極的に支援し、地域スポーツの振興と子どもの体力向上や道民のスポーツ意識の高揚を図ることを目的に次の事業を行う。

(1) 組織整備強化事業

各管内(振興局単位)に組織された管内スポーツ少年団連絡協議会と札幌市スポーツ少年団本部(以下「管内協議会等」という。)は、本会と密接な連携の下、スポーツ少年団の育成と活動の促進を目指し、地域内スポーツ少年団共通問題の協議と連絡調整に当たることを目的に組織されたところである。この管内協議会等の活動の充実・強化さらには組織を活性化させることは、さらなる地域スポーツの振興と地域コミュニティーの形成に繋がり、ひいては本道の子どもの体力の向上が大いに期待されることから、その活動費の一部を助成し、また、スポーツ少年団の育成に関する諸会議を開催する。

(2) 北海道スポーツ少年団表彰事業

北海道スポーツ少年団表彰規程に基づき、多年にわたりスポーツ少年団活動の育成指導・育成発展に貢献し、功績顕著な者又は団体、優れた活動を続け、その実績が他の模範となる団体等の表彰を行う。

(3) スポーツ少年団事務担当者会議事業

スポーツ少年団育成事業は、日本スポーツ協会から事業委託や補助を受けて実施する事業が多くあり、これらの一一部は管内協議会等と共に実施することも必要で連携が求められることから、日本スポーツ協会主催の担当者会議への出席、あるいは本会主催の担当者会議を開催する。

公益事業4 北海道立総合体育センターの運営(北海道立総合体育センター運営事業):事業費 419,295千円

定款第4条第1項第6・7・9号に掲げる事業は次の計画により行う。

北海道から指定管理者の指定を受け、新公共経営(成果の効率的な実現)の考え方や公民協働(民間との協働)の理念の下に、「北海きたえーる」の公平な利用の確保と施設設備の適正な維持管理はもとより、国際・全国的スポーツ大会やコンサートなどのイベント誘致を進め道民に夢と感動を与え、また、トレーニング・測定事業による道民の体力向上と健康増進、「スポーツの日」・「子どもの日」の開放事業の他、多彩な自主事業の実施によるスポーツ振興を図り、「北海きたえーる」運営目標の達成に努める。

【運営目標】

- (1) 施設設備の適正な維持管理
- (2) 公平な利用の確保
- (3) スポーツの日、子どもの日の開放事業や教室事業の実施によるスポーツ振興

※スポーツの日の開放事業は、北海道施工の改修工事のため中止

- (4) 国際大会や全国規模大会など、誘致活動の推進
- (5) 科学的トレーニングやトレーナーの技術支援・助言等による道民の体力向上と健康増進
- (6) スポーツ医科学的視点からのトレーニング・測定事業によるスポーツ競技力の向上
- (7) 広報活動の充実と更なる稼働率のアップ
- (8) 開館時間や利用料金の見直しなどによる利用者サービスの向上
- (9) 施設利用者数年間80万4千人以上の確保

※指標値は、北海道施工の改修工事の影響について協議中

- (10) 利用者満足度75%以上の確保
- (11) 施設利用者無事故の確保

1. 自主事業

道民にスポーツへ参加する機会の提供により、定期的・継続的にスポーツを実践する意識を喚起し、誰もが健康でこころ豊かなライフスタイルを築くことを目的に次の事業を行う

(1) スポーツ教室・セミナー・クリニック事業

スポーツに接する機会を提供し、安全で楽しく継続的に行うことにより、体力向上、健康増進とスポーツ意識の高揚を図ることを目的に実施する。

(2) スポーツワークショップ(スポーツ体験)事業

スポーツを手軽に楽しむきっかけを作り、体力向上、健康増進とスポーツ意識の高揚を目的として、こどもの日(5月5日)に、北海きたえーるに親しみを覚えてもらうためにも、全館無料開放を本会加盟競技団体や地域町内会等と連携して様々なスポーツの体験を実施する。

また、小学生を対象とした上手に身体を動かすことの面白さや楽しさを体験させる事業を行う。

(3) 子供の体力・運動能力向上事業

本道の子供たちの体力・運動能力が全国に比べて低位であることから、スポーツへの興味関心を喚起し、子ども達自らが積極的にスポーツに参加できる環境の整備を目的に実施する。

(4) スポーツ相談事業

継続的にスポーツを楽しむための体調の維持の相談や運動機能の測定等を行い、スポーツ障害の予防のための助言を行い、体力の向上とスポーツ精神の高揚を目的に実施する。

(5) スポーツ大会開催事業

北海きたえーるにおいて、世界規模の競技会を開催した競技団体と共に開催して行う記念事業の競技大会に、世代毎のチームや障がい者等のチームが参加し、スポーツの振興と参加者相互の親交を目的に実施する。

2. スポーツ施設貸出事業

北海きたえーる施設の一部を団体・個人に貸与を行い、スポーツを振興し体力向上とスポーツ精神の高揚を目的に実施する

(1) 一般開放事業

各種団体へスポーツ活動の場の提供を行い、スポーツの振興とスポーツ意識の高揚を目的に実施する。

令和6年度 主な施設予約状況(公益事業分)

区分	本数	備考
国際・全国スポーツ	36本	レバンガ北海道、エスピラーダ北海道、パリオリンピックバスケットボール強化試合(男女)、北日本チアーディングフェスティバル、YONEXCUP 国際ソフトテニス大会他

(2) トレーニング室運営事業

幅広い年齢層の初心者から熟練者までの利用者を基礎体力の向上や健康の増進、さらにはスキルの向上を目的に実施する。

(3) 測定室運営事業

一般スポーツ愛好者からトップアスリートまで対応できる各種測定機器で測定したデータを利用し、効果的なトレーニングができるよう、スポーツ医・科学に基づくアドバイスを行い、スポーツを振興して体力の向上並びに健康の増進を目的に実施する。

(4) 個人開放事業

サークルや団体に所属していない個人に対し、継続的にスポーツに親しむ機会を提供し、体力の向上と健康の増進を目的に実施する。

3. スポーツ情報・資料展示事業

スポーツに関する情報の提供や資料の展示を通して、スポーツの振興とスポーツ意識の高揚を目的に次の事業を行う

(1) スポーツ情報・資料室

道内の様々なスポーツ情報をはじめ国民スポーツ大会本道選手団の活躍や北海道ジュニアアスリート(中学生・高校生)の活躍状況や、各種のスポーツに関する専門書や定期刊行物等を備え、これら資料に直接接する機会の提供を目的に展示などを行う。

(2) 資料展示室

北海道出身の偉大なアスリートである故南部忠平氏の偉業を称え、氏に関する貴重な資料に直接接する機会の提供を目的に展示する。

収益事業（北海道立総合体育センター運営事業）:事業費 101,211千円

定款第4条第1項第7・9号に掲げる事業は次の計画により行う。

本会の公益目的事業の推進に資するための付随事業で、スポーツを振興して、道民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図る目的以外で、北海道立総合体育センターの施設を団体・個人に貸与し収益を得ることを目的とした事業を行う。また、施設利用者への利便性を図るため、飲食料自動販売機を設置している。

1. 施設貸出事業

スポーツ振興に係る行事以外の式典、セミナー、シンポジウム、コンサートなど教育・文化に関する行事に対し、北海きたえーる施設の一部を団体・個人に貸与し収益を得ることを目的に実施する

令和6年度 主な施設予約状況(収益事業分)

区分	本数	備考
興行	12本	コンサート10本、プロレス興行2本
文化イベント	6本	北海学園大学入学式・卒業式、北海道大学入学式、就職セミナー他

2. 自動販売機の設置

利用者の利便性を考え、メインアリーナ内の売店スペースに自動販売機を設置する。

3. 地域協働事業

きたえーる周辺の町内会・商店街等と協働で様々な事業を展開し、より一層の理解・協力を頂きながら実施することにより地域に根付いた施設運営を行うことを目的に協力事業を実施する。

(1) 町内会、商店街等が開催するイベントや会合への参画

豊平商店街振興会加盟店活動の一環として、地域内各団体との連携及び住民との交流を持つことなどを目的として開催する「とよひらおみせ物語」や札幌市商店街一斉キャンドル灯火事業「アイスキャンドル in とよひら」などに参画し、地域活性やきたえーるの利用促進活動を行う。

また、豊平地区町内会連合会をはじめ豊平地区の公共施設など街づくりに携わる58団体で構成している「まちづくり連絡会」へ参加し、情報共有と課題解決を地域とともに進行。

(2) お祭り支援および地域イベントへの支援

地域が主催する「とよひらふれあいまつり」「豊平神社祭り」への職員派遣や応援を行って、関係団体相互が協力し、地域活性化の一役を担う。

(3) 地域連絡会の開催

北海きたえーるの管理運営において、近隣の地域住民等との円滑な連携を図るため、町内会、豊平公園事務所、豊平警察署など関係機関・団体で構成した「地域連絡会」を年1回開催する。

4. レストラン・売店運営

利用者のための飲食提供サービスのなど、地域に根付いた施設運営を行う。

« 令和6年度北海道立総合体育センター改修工事(北海道施工) »

工 事 名	工 事 期 間
排煙窓シーリング・電動巻上機改修工事	
自動火災報知器改修工事	
ITV モニター改修工事	
中央監視設備（電気・空調）改修工事	2024. 7. 1～2024. 10. 31
熱源機械室チーリングユニット改修工事	
電話交換機改修工事他 7 件	

※工事期間中は、全館休館